

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 報告第 1 号 令和 4 年度遠軽町一般会計継続費について
- 日程第 5 報告第 2 号 令和 4 年度遠軽町下水道事業会計継続費について
- 日程第 6 報告第 3 号 令和 4 年度遠軽町健全化判断比率について
- 日程第 7 報告第 4 号 令和 4 年度遠軽町資金不足比率について
- 日程第 8 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 9 同意第 1 号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 10 議案第 1 号 表彰について
- 日程第 11 議案第 2 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第 12 議案第 3 号 町道路線の廃止及び認定について
- 日程第 13 議案第 4 号 財産の取得について
- 日程第 14 議案第 5 号 令和 4 年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分
について
- 日程第 15 議案第 6 号 令和 5 年度遠軽町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 16 議案第 7 号 令和 5 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 8 号 令和 5 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 認定第 1 号 令和 4 年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 19 認定第 2 号 令和 4 年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について
- 日程第 20 認定第 3 号 令和 4 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認
定について
- 日程第 21 認定第 4 号 令和 4 年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 日程第 22 認定第 5 号 令和 4 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算
認定について
- 日程第 23 認定第 6 号 令和 4 年度遠軽町水道事業会計決算認定について
- 日程第 24 認定第 7 号 令和 4 年度遠軽町下水道事業会計決算認定について
- 日程第 25 一般質問
- 日程第 26 議案第 9 号 表彰について
- 日程第 27 議案第 10 号 令和 5 年度遠軽町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 28 議案第 4 号 遠軽町子ども屋内遊戯施設条例の制定について
(付託案件) (民生常任委員会審査報告、令和 5 年第 4 回定例会付託)

- 日程第 29 請願第 1 号 遠軽町議会基本条例の改正を求める請願書
(付託案件) (議会運営委員会審査報告、令和 5 年第 4 回定例会付託)
- 日程第 30 認定第 1 号 令和 4 年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について
(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 31 認定第 2 号 令和 4 年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について
(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 32 認定第 3 号 令和 4 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認
定について
(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 33 認定第 4 号 令和 4 年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 34 認定第 5 号 令和 4 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算
認定について
(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 35 認定第 6 号 令和 4 年度遠軽町水道事業会計決算認定について
(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 36 認定第 7 号 令和 4 年度遠軽町下水道事業会計決算認定について
(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 37 意見案第 1 号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書
- 日程第 38 意見案第 2 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 日程第 39 常任委員会所管事務調査報告書
- 日程第 40 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知

令和5年第6回

遠軽町議会定例会会議録（第1号）

令和5年9月7日（木）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 報告第 1号 | 令和4年度遠軽町一般会計継続費について |
| 日程第 5 | 報告第 2号 | 令和4年度遠軽町下水道事業会計継続費について |
| 日程第 6 | 報告第 3号 | 令和4年度遠軽町健全化判断比率について |
| 日程第 7 | 報告第 4号 | 令和4年度遠軽町資金不足比率について |
| 日程第 8 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 9 | 同意第 1号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第10 | 議案第 1号 | 表彰について |
| 日程第11 | 議案第 2号 | 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 日程第12 | 議案第 3号 | 町道路線の廃止及び認定について |
| 日程第13 | 議案第 4号 | 財産の取得について |
| 日程第14 | 議案第 5号 | 令和4年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分
について |
| 日程第15 | 議案第 6号 | 令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第16 | 議案第 7号 | 令和5年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第17 | 議案第 8号 | 令和5年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第18 | 認定第 1号 | 令和4年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第19 | 認定第 2号 | 令和4年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について |
| 日程第20 | 認定第 3号 | 令和4年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認
定について |
| 日程第21 | 認定第 4号 | 令和4年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて |
| 日程第22 | 認定第 5号 | 令和4年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算 |

認定について

日程第 2 3 認定第 6 号 令和 4 年度遠軽町水道事業会計決算認定について

日程第 2 4 認定第 7 号 令和 4 年度遠軽町下水道事業会計決算認定について

◎出席議員（15名）

議長	16番	杉本 信一 君	15番	竹中 裕志 君
	1番	白幡 隆一 君	2番	秋元 直樹 君
	3番	黒坂 貴行 君	4番	阿部 君枝 君
	5番	渡部 正騎 君	6番	戸松 恵子 君
	7番	山本 悟 君	8番	佐藤 昇 君
	9番	佐藤 登 君	11番	前島 英樹 君
	12番	佐藤 和徳 君	13番	渡辺 清夏 君
	14番	今村 則康 君		

◎欠席議員（1名）

10番 山谷 敬二 君

◎列席者

町長	佐々木 修一 君	教育長	河原 英男 君
代表監査委員	村瀬 光明 君	農業委員会会長	新国 純一 君

◎説明員

副町長	舟木 淳次 君	総務部長	鈴木 浩 君
民生部長	堀嶋 英俊 君	経済部長	澤口 浩幸 君
経済部技監	内野 清一 君	総務課長	堂前 政好 君
情報管財課長	吉岡 秀利 君	企画課長	中原 誉 君
財政課長	今井 昌幸 君	危機対策室参事	堂前 政好 君
保健福祉課長	岩井 誠志 君	子育て支援課長	太田 貴幸 君
農政林務課長	広瀬 淳次 君	商工観光課長	大西 公太 君
建設課長	井上 隆広 君	建設課参事	米谷 克美 君
水道課長	大川 寿雄 君	生田原総合支所長	今泉 郁夫 君
丸瀬布総合支所長	加藤 政勝 君	白滝総合支所長	村上 裕和 君
会計管理者	奥山 隆男 君	教育部長	佐藤 祐治 君
総務課長	西 聡 君	給食センター所長	小玉 美紀子 君
監査委員事務局長	成中 克也 君	選挙管理委員会事務局長	堂前 政好 君
農業委員会事務局長	広瀬 淳次 君		

◎議会事務局職員出席者

事務局長 小野寺 正彦 君 事務局参事 成中 克也 君
事務局係長 田中 郁美 君

◎開会宣告

○議長（杉本信一君） 本日をもって招集されました令和5年第6回遠軽町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（杉本信一君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（小野寺正彦君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、15人であります。

山谷議員より、欠席の届け出があります。

本日の列席者は、佐々木町長、河原教育長、村瀬代表監査委員、新国農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の令和5年度例月出納検査の結果、議長の執務及び閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、参事、主幹等が入ることもありますので、御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第25までとなっております。

また、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、8番、佐藤議員、前島議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（杉本信一君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

秋元議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（秋元直樹君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和5年第6回遠軽町議会定例会の会期につきましては、9月1日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から9月13日までの7日間と決定いたしました。

なお、9月9日及び10日は休日のため、9月11日及び12日は決算審査のため、休会といたします。

また、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、9月11日午後5時までに議長へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（杉本信一君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から9月13日までの7日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月13日までの7日間とすることに決定しました。

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（杉本信一君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

令和5年第6回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、令和5年第4回遠軽町議会定例会以降における行政について、御報告いたします。

まず、東京遠軽会についてであります。6月24日に東京都で令和5年度ふるさと懇親会が開催され、町内の関係団体とともに参加をしてきました。

東京遠軽会は、本町にゆかりのある首都圏在住の方々が、ふるさと遠軽町との架け橋をつくりたいという思いから平成元年に創設したものであり、コロナ禍のため4年ぶりに開催された本年の懇親会には約60人の参加がありました。

町からは、近況の報告や特産品の紹介を行い、会場はふるさとを懐かしみながら大いに盛り上がりを見せたところであり、今後も東京遠軽会との結びつきを大切にしていきたいと思います。

次に、北海道白滝遺跡群出土品の国宝指定及び国際黒曜石会議についてであります。

昨年11月、国の文化審議会が、町で所蔵しています北海道白滝遺跡群出土品を国宝に指定するよう文部科学大臣に答申していましたが、6月27日の官報告示により、日本最古の国宝として正式に指定となりました。

国宝指定となった6月27日には、急遽、役場庁舎前でセレモニーを開催し、「祝国宝指定」の懸垂幕の掲揚や万歳三唱でお祝いをいたしました。

また、国宝指定の翌週には、国際黒曜石会議2023遠軽大会を開催したところであり、7月3日の同会議の歓迎レセプションでは国宝の吉報を受け、酒樽の鏡開きなどで世界の研究者たちと国宝指定をお祝いいたしました。

アジア初開催となった国際黒曜石会議は、7月3日から6日までの4日間、遠軽町芸術文化交流プラザにおいて開催し、黒曜石を研究対象とする考古学者、分析科学者、地球科学者など、世界20か国、114人の参加がありました。

本会議では、学術発表のほか、日本最大級の黒曜石産地「赤石山」の野外巡検や、国宝である黒曜石製石器類などを展示する遠軽町埋蔵文化財センターの視察が行われました。

本会議の運営には、遠軽高等学校の生徒のほか、地域住民も参加し、また、歓迎レセプション等では、町の食や文化をアピールしたところであり、参加者からは黒曜石の資料はもとより、これらのおもてなしに対してもすばらしい学会であったと評価をいただいたところです。

今後も、今、最も古く、最も新しい国宝である、北海道白滝遺跡群出土品を地域活性化、観光振興、白滝ジオパークの魅力向上などのための資源として、持続可能な地域づくりに活かしてまいります。なお、10月27日は、国宝指定に係る祝賀事業を開催する予定です。

次に、イベントについてであります。町内の各地域では遠軽がんばろう夏まつり、いくたはらヤマベまつり、まるせつぷ観光まつり、ふるさと大好き盆踊り、アンジくんのふるさとまつり、コスモス開花宣言花火大会等が関係者の皆様の御協力により開催され、各イベントともにぎわいを見せておりました。

このうち、7月8日に開催された「遠軽がんばろう夏まつり」の千人踊りでは、晴天の下、21団体、約1,100人が商店街を躍りながら練り歩き、沿道の観覧者とともに夏のひとときを楽しんでいました。

次に、ブラジル・バストス市姉妹都市提携50周年記念事業についてであります。

1972年に締結した姉妹都市提携に係る盟約は、昨年で50周年を迎えました。本来でありますと、記念事業については昨年実施するところでしたが、新型コロナウイルス感染症の世界的流行のため、1年繰り延べて実施することを決定し、本年、双方が公式訪問を行い、記念事業を実施しました。

本町からは、7月9日から21日までの13日間、私を含め17人の訪問団がバストス市を訪問しました。バストス市では、市庁舎で行われた姉妹都市50周年セレモニー、北海道人会主催の歓迎パーティー、老人デイサービス施設の定礎式などに出席をし、市を挙げての熱烈的な歓迎を受けたところです。

また、訪問団の一員である遠軽がんばろう太鼓同好会は、バストス市の一大イベントである「卵祭り」において大観衆を圧倒する迫力ある太鼓演奏を披露し、観客を魅了しまし

た。

そして、遠軽高等学校の生徒3人は、バストス日本語学校の生徒などと交流を深めるなど、それぞれが所定の目的を達成し、帰国をいたしました。

その後、8月26日から29日までの4日間、バストス市長を含む4人が来町いたしました。本町においては、姉妹都市提携50周年記念式典、記念碑除幕式、記念植樹、記念式典レセプションを実施したほか、コスモス開花宣言花火大会や町内の各施設を案内するなどし、50年を節目とした姉妹都市の絆を深めたところです。

今後、血のつながりで結ばれた北海道内唯一のブラジルの姉妹都市であるバストス市との関係を育んでいきたいと考えております。

次に、スポーツ合宿誘致についてであります。8月2日から11日までの10日間、東京大学運動会公式野球部が昨年に引き続き2回目となる本町での合宿を行いました。これは、かねてより進めてきた誘致活動により実現したもので、本年も主力のAチーム56人が来町し、遠軽高等学校野球部などとの練習試合のほか、東大生が町内の中高生を対象に東大流の勉強方法などを教える遠軽東大塾を本年も開催していただくなど、子どもたちの野球力と学力向上に貢献していただいたところであり、この合宿が今後も継続されるよう引き続き取り組んでまいります。

このほか、横浜隼人高等学校公式野球部、岐阜工業高等学校ラグビー部のほか、道の駅遠軽森のオホーツクのサマーゲレンデを使用した小樽双葉高等学校スキー部などの合宿もあり、多くの選手たちが本町を訪れ、地域経済の波及効果も大きいところです。

今後、合宿団体との交流を通して、スポーツの普及や子どもたちのスポーツ力向上など、地域の活性化に向け取り組んでまいります。

次に、JR問題についてであります。本年度はJR北海道が国土交通大臣の業務監督命令に基づいて取り組む集中改革期間5年間の最終年度であり、年度末に向けて総括的検証や抜本的改善方策の検討を行うとされており、町としてもより一層の利用促進等に取り組んでいるところです。

その一つとして、国が新たに設けた補助制度を活用し、JRと高速バスの組み合わせ利用者へ助成を行う都市間移動の利便性向上事業などの調査、実証事業を沿線自治体による協議会において実施しております。

また、現在、北海道博物館第9回特別展「北の縄文世界と国宝」が北海道博物館において開催されておりますが、同展には、本町の国宝「北海道白滝遺跡群出土品」も展示されていることから、JR石北本線を利用して同展を観覧した町民に運賃を助成する事業を町独自で実施しております。

このほか、7月28日には、持続的な鉄道網の確立に向けた知事と沿線首長との意見交換会において、令和6年度以降の国による支援継続の必要性について、町としての意見を述べたところがあります。

今後、道、管内期成会石北本線部会をはじめ、関係団体とも連携を図りながら石北本

線の維持・存続のため、粘り強くJR問題に対応してまいりますので、石北本線及び沿線各駅を守るため、皆様の積極的な御利用をお願いいたします。

次に、要望関係についてであります。遠軽地区総合開発期成会の札幌要望6月26日及び27日、中央要望28日及び29日に、高規格道路旭川・紋別自動車道早期建設促進期成会の札幌要望6月30日、中央要望7月6日に、遠軽北見道路整備促進期成会の網走要望を7月25日、札幌要望を31日、中央要望を8月2日に、オホーツク圏活性化期成会の札幌要望7月31日、中央要望8月2日及び3日に、それぞれの懸案事項について関係省庁及び国会議員に対し要望を行ってまいりました。

また、7月26日には、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会として、北海道の自衛隊の体制強化及び地域コミュニティとの連携について、防衛省、国会議員及び関係機関に対し要望を行ってまいりました。

次に、本議会に提出いたしました議案の大要について御説明申し上げます。

報告第1号令和4年度遠軽町一般会計継続費については、令和4年度遠軽町一般会計予算の継続費に係る継続年度が終了しましたので、継続費精算報告書を調整し、議会に報告するものです。

報告第2号令和4年度遠軽町下水道事業会計継続費については、令和4年度遠軽町下水道事業会計予算の継続費に係る継続年度が終了しましたので、継続費精算報告書を調整し、議会に報告するものです。

報告第3号令和4年度遠軽町健全化判断比率について及び報告第4号令和4年度遠軽町資金不足比率については、令和4年度決算に基づき、監査委員の意見を付けて議会に報告するものです。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推選については、現委員であります加藤俊之氏が令和5年12月31日をもって任期満了となりますので、後任の委員の候補者を推薦いたしたく議会の意見を求めるものです。

同意第1号農業委員会委員の任命については、現委員の18人が令和5年10月8日をもって任期満了となりますので、後任の委員を任命いたしたく議会の同意を求めるものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号遠軽町市町村職員退職手当組規約の変更については、同組合に新たに後志広域連合が加入することに伴い、組規約を変更することについて議会の議決を求めるものです。

議案第3号町道路線の廃止及び認定については、一般国道450号旭川・紋別自動車道の整備に伴う町道の見直しにより、町道路線を廃止及び認定することについて議会の議決を求めるものです。

議案第4号財産の所得については、からくり時計1台の取得について、議会の議決を求

めるものです。

議案第5号令和4年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第6号令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）の主なものについて御説明いたします。

歳入については、使用料及び手数料、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰越金、諸収入及び町債を補正するものです。

歳出については、新庁舎建設に伴う手数料及び委託料、医療機関・福祉サービス事業所等電気料高騰対策支援金、生活応援プレミアム付商品券発行事業補助金、中小企業等事業継続支援金、保育対策総合支援事業費補助金、食材の高騰に伴う保育所及び小中学校給食の賄材料費、子ども屋内遊戯施設管理運営事業費、出産・子育て応援商品券発行業務委託料、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、藤棚修理に対する観光協会補助金、7月及び8月の大雨による災害復旧事業費などを計上したところです。

また、債務負担行為として、新庁舎建設工事の期間及び限度額を設定するものです。

議案第7号令和5年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、令和4年度介護給付費負担金等の確定に伴う精算返還金を計上したところです。

議案第8号令和5年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）は、債務負担行為として遠軽下水処理センター汚泥脱水機設備改修工事の期間及び限度額を設定するものです。

認定第1号から認定第7号までについては、令和4年度遠軽町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定並びに水道事業会計及び下水道事業会計の決算認定について、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

以上が、本議会に提案いたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛賜りますようお願いを申し上げます。

◎日程第4 報告第1号

○議長（杉本信一君） 日程第4 報告第1号令和4年度遠軽町一般会計継続費についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 報告第1号令和4年度遠軽町一般会計継続費について説明いたします。

令和4年度遠軽町一般会計予算の継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり継続費精算報告書を調製して報告するものです。

1ページをお開き願います。

令和4年度遠軽町一般会計継続費精算報告書について説明いたします。

2款総務費1項総務管理費、芸術文化交流プラザ外構等整備事業につきましては、令和2年度から令和4年度までの3か年で事業を実施したもので、全体計画1億1,542万4,000円に対し、実績1億1,319万円となったものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第1号令和4年度遠軽町一般会計継続費についてを終わります。

◎日程第5 報告第2号

○議長（杉本信一君） 日程第5 報告第2号令和4年度遠軽町下水道事業会計継続費についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 報告第2号令和4年度遠軽町下水道事業会計継続費について説明いたします。

令和4年度遠軽町下水道事業会計の継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、別紙のとおり継続費精算報告書を調整して報告するものです。

1ページをお開き願います。

令和4年度遠軽町下水道事業会計継続費精算報告書について説明いたします。

1款資本的支出1項建設改良費、南町ポンプ場自家発電設備更新事業につきましては、令和3年度から令和4年度までの2か年で事業を実施したもので、全体計画8,699万2,000円に対し、実績8,690万円となったものです。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第2号令和4年度遠軽町下水道事業会計継続費についてを終わります。

◎日程第6 報告第3号及び日程第7 報告第4号

○議長（杉本信一君） 日程第6 報告第3号令和4年度遠軽町健全化判断比率について、日程第7 報告第4号令和4年度遠軽町資金不足比率について、以上2件は関連があ

りますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 報告第3号令和4年度遠軽町健全化判断比率について説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度遠軽町健全化判断比率を報告するものです。

健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの比率で構成されるものです。

実質赤字比率につきましては、一般会計の赤字を示す指標で赤字が生じておりませんので、比率は算定されないものです。

連結実質赤字比率につきましては、町の全ての会計の赤字を示す指標で赤字は生じておりませんので、比率は算定されないものです。

実質公債費比率につきましては、町の全ての会計及び一部事務組合が負担する公債費の大きさを示す指標で、令和4年度においては9.9%となったものです。

将来負担比率につきましては、町の全ての会計、一部事務組合及び第三セクターが翌年度以降に負担する債務の大きさを示す指標で、令和4年度においては17.7%となったものです。

各比率におきましては、それぞれ基準を超えていないことから、財政状況は健全と判断されるものです。

なお、赤番11として、監査委員の健全化判断比率、審査意見書を付けておりますので御参照をお願いいたします。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

続きまして、報告第4号令和4年度遠軽町資金不足比率について説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度遠軽町資金不足比率を報告するものです。

資金不足比率につきましては、公営企業会計の資金不足の程度を会計ごとに示す指標で、各会計において資金不足は生じておりませんので比率は算定されないものです。

なお、赤番11及び13として、監査委員の資金不足比率審査意見書を付けておりますので御参照をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、一括上程しました報告2件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、報告第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、報告第3号の質疑を終わります。

以上で、報告第3号令和4年度遠軽町健全化判断比率についてを終わります。

次に、報告第4号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、報告第4号の質疑を終わります。

以上で、報告第4号令和4年度遠軽町資金不足比率についてを終わります。

◎日程第8 諮問第1号

○議長(杉本信一君) 日程第8 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長(佐々木修一君) 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

人権擁護委員、加藤俊之氏が、令和5年12月31日をもって任期満了となるため、次の方を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所、遠軽町白滝682番地。氏名、加藤俊之氏。生年月日、昭和34年4月7日であります。

加藤氏は、人格識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でありますので、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、次のページの参考資料を御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長(杉本信一君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第9 同意第1号

○議長（杉本信一君） 日程第9 同意第1号農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 同意第1号農業委員会委員の任命について御説明いたします。

遠軽町農業委員会委員が、令和5年10月8日をもって任期満了となるため、別紙18名の方を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

別紙を御覧願います。

住所、氏名、生年月日の順に読み上げます。

遠軽町2条通北5丁目2番地54、鈴木智志氏、昭和33年9月25日。

遠軽町東町3丁目2番地34、西美紀氏、昭和50年3月6日。

遠軽町瀬戸瀬西町123番地5、大河原正一氏、昭和39年7月21日。

遠軽町社名淵37番地2、石丸博雄氏、昭和33年4月6日。

遠軽町見晴24番地1、西塚仁志氏、昭和58年11月14日。

遠軽町向遠軽358番地、菅井誠氏、昭和29年5月12日。

遠軽町清川136番地1、相田幸博氏、昭和37年5月15日。

遠軽町清川356番地3、笹原仁氏、昭和46年1月27日。

遠軽町豊里114番地、鈴木和弘氏、昭和45年3月3日。

遠軽町豊里388番地、坂本俊彦氏、昭和47年2月4日。

遠軽町若咲内131番地、林秀和氏、昭和46年6月23日。

遠軽町生田原清里160番地3、小山田和美氏、昭和44年10月1日。

遠軽町生田原八重154番地4、西原弘子氏、昭和33年6月10日。

遠軽町生田原豊原24番地2、関口隆宏氏、昭和50年4月25日。

遠軽町丸瀬布天神町6番地1、須藤智弘氏、昭和40年7月28日。

遠軽町丸瀬布金山181番地1、佐藤克哉氏、昭和38年12月12日。

遠軽町旧白滝421番地2、原田喜一郎氏、昭和27年3月24日。

遠軽町東白滝246番地、早川剛司氏、昭和45年1月29日。

以上、18名の方は農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方でありますので、農業委員会委員として任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、18名の方の略歴につきましては、次ページ以降の参考資料を御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、同意第1号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第10 議案第1号

○議長（杉本信一君） 日程第10 議案第1号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、表彰することについて、議会の議決を求めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

1の遠軽町表彰条例第2条第1号オに該当する自治功労としまして、12年以上遠軽町農業委員会委員の職にあり、遠軽町千代田453番地1、岡田一司氏様、遠軽町丸瀬布天神町6番地1、須藤智弘様、遠軽町東白滝246番地、早川剛司様であります。

2の遠軽町表彰条例第2条第1号カに該当する自治功労としまして、20年以上遠軽町保健医療福祉審議会委員の職にあり、遠軽町東町2丁目3番地20、斉藤晴行様であります。

3の遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当する社会功労としまして、ふるさと振興資金として100万円の御寄附をいただきました、札幌市清田区美しが丘3条1丁目8番7号、佐藤孝之様、北海道白滝遺跡群出土品「国宝」記念として、黒曜石1点の御寄附をいただきました遠軽町福路2丁目2番地、谷和子様、なお、御寄附いただきました黒曜石は、重さが推定8.4トンの非常に大きなものでありまして、ブラジルバストス市との姉妹都市提携50周年の記念碑として活用したところであります。

次に、福祉振興資金として100万円の御寄附をいただきました、東京都新宿区下落合2丁目21番14号、片平俊治様、教育振興資金として52万円の御寄附をいただきました、兵庫県神戸市垂水区学が丘4丁目15番8号、井口優子様、社会福祉振興資金として30万円の御寄附をいただきました、遠軽町丸瀬布水谷町141番地11、枝松寛子様であります。

4の遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当する社会功労としまして、遠軽町芸術文化交流プラザ備品として、時計塔1基、図書購入資金として30万円の御寄附をいただきました、遠軽町岩見通南1丁目1番地2、遠軽ライオンズクラブ様であります。

次のページを御覧願います。

5の遠軽町表彰条例第2条第4号アに該当する消防功勞としまして、20年以上消防団員として勤続されました、遠軽町生田原596番地50、田中文章様。遠軽町丸瀬布新町218番地2、國枝修行様。遠軽町生田原150番地1、清水勇一様。遠軽町丸瀬布西町5番地3、清野亘様。遠軽町生田原安国244番地2、藤川功次様であります。

以上、自治功勞4件、社会功勞6件、消防功勞5件につきまして、遠軽町表彰条例に基づき、表彰いたしたく提案するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第2号

○議長（杉本信一君） 日程第11 議案第2号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 議案第2号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について御説明いたします。

北海道市町村職員退職手当組合に、後志広域連合が加入することに伴い、規約を変更することについて協議するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約であります。

変更の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

別表の（2）一部事務組合及び広域連合の表、後志管内の項中、「南部後志衛生施設組合」の次に「後志広域連合」を加えるものであります。

前のページ、別紙に戻っていただきまして、附則としまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による、総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決します。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第3号

○議長（杉本信一君） 日程第12 議案第3号町道路線の廃止及び認定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

井上建設課長。

○建設課長（井上隆広君） 議案第3号町道路線の廃止及び認定について御説明いたします。

本案は、一般国道450号旭川紋別自動車道の整備に伴う町道の見直しにより、町道路線を廃止することについて、道路法第10条第3項において準用する、同法第8条第2項の規定により、及び町道路線を認定することについて、同法第8条の2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次のページ、別紙を御覧ください。

廃止及び認定する町道の路線番号、路線名、起点・終点、重要な経過地、幅員・延長につきましては、記載のとおりですが、詳細につきましては赤番3の町道路線の廃止及び認定に関する資料について御説明いたします。

それでは、赤番3の1ページをお開き願います。

町道廃止路線の位置図でございます。

図面中央B-93東1線道路及び図面右下C-13豊里鉄道沿道路でありまして、黒色太線が対象路線で、丸印が起点、三角印が終点となっております。

東1線道路は、起点、道道遠軽芭露線交差点から、終点、国道242号、333号交差点まで、豊里鉄道沿道路は、起点、東1線道路交差点から終点、豊里若松間道路交差点までの路線全部を一度廃止するものです。

2ページを御覧ください。

東1線道路廃止路線の詳細図でございます。

上段の図面は起点側で、下段が終点側となっております。

3 ページを御覧ください。

豊里鉄道沿道路廃止路線の詳細図でございます。

次に、4 ページを御覧ください。

町道認定路線の位置図でございます。

図面中央の路線B-93東1線道路及び図面下部C-21水穂東1線道路でありまして、黒色太線が対象路線で丸印が起点、三角印が終点となっております。

東1線道路は、起点、道道遠軽芭露線交差点から、終点、遠軽若松間道路交差点まで、水穂東1線道路は、豊里若松間道路交差点から、終点、国道242号、333号交差点までを認定するものです。

5 ページを御覧ください。

東1線道路認定路線の詳細図でございます。

上段の図面は起点側で、下段が終点側となっております。

次に、6 ページを御覧ください。

水穂東1線道路認定露線の詳細図でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

9番、佐藤議員。

○9番（佐藤 登君） 今回、東1道路が提案理由としては高規格道路の整備に伴うということですが、具体的には東1線道路分割した理由と高規格道路の建設、どのような支障があって分割されたのかについてお伺いいたします。

○議長（杉本信一君） 暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

米谷建設課参事。

○建設課参事（米谷克美君） ただいまの質問に対してお答えいたします。

東1線道路につきましては、道路の目的といたしまして、道道遠軽芭露線から国道242、333号ここまで結ぶ道路として認定されています。

今回、一般国道450号、これが石北線のところで町道をクロスすると。このところで構造物、橋梁等がいっぱい入ってくると、そこに東1線の踏切、この交通量が極端に少ないと、これに対して代替できる道路が豊里鉄道沿道路、こちらのほうが完全に整備されていると。豊里43号若松道路、これに結ばれると、これで迂回が可能だということのみなしをすることにいたしました。

この分断される場所につきましては、この踏切がありまして、この踏切を通らな

くても十分に民地のほうの出入りが可能となりますので分断で整理したというところ
です。

○議長（杉本信一君） 9番、佐藤議員。

○9番（佐藤 登君） ということは、線路を横断するのに踏切をなくするということ
ですか。

○議長（杉本信一君） 米谷建設課参事。

○建設課参事（米谷克美君） そのとおりです。東1線踏切につきましては、将来的に町
道が一部廃止になりますので、この区間についてはなくなります。ただ、豊里若松間道路
の踏切については残りますので、地区から地区へ渡ることは可能と考えています。

○議長（杉本信一君） 9番、佐藤議員。

○9番（佐藤 登君） 今の説明では、東1線道路の通行量、交通量が少ないから豊里若
松間道路を使って国道242に行ってほしいという説明かと思うのですが、現実的
には東1線道路を使って、国道242までのかなりの交通量、私も他の人を見ている結
構、生田原、安国方面から来る方は東1線道路、水穂東1線道路と、今度新しくなる東1
線道路は、これはそのまま通行できるのですか。

○議長（杉本信一君） 暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

9番、佐藤議員。

○9番（佐藤 登君） 現地の状況が分かりましたので、今の質問については取消させて
いただきたいと思います。

○議長（杉本信一君） 9番、佐藤議員。

○9番（佐藤 登君） それでは、高規格道路をつくることにより、支障というのは具体
的に今の踏切関係等、構造物の関係という関係でよろしいですか。橋梁その他、構造が複
雑になるから今の道路を廃止するという理由でよろしいですか。

○議長（杉本信一君） 米谷建設課参事。

○建設課参事（米谷克美君） ただいまの質問に対してお答えいたします。

構造的に複雑という形がメインではなくて、基本的に東1線道路の豊里鉄道沿道路、こ
この交差点から豊里若松間道路、ここを抜ける交通量が極端に少ないと。ここの道路の通
行がなくなったとしても代替となる豊里鉄道沿道路、こちらのほうを走っても問題はない
のだろかと。

現状も通常の道路の車の流れも、こちらのほうを通って渡ってくるようなことを確認し
まして、切替えをしたというところでは。

以上です。

○議長（杉本信一君） よろしいですか。

ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号町道路線の廃止及び認定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13 議案第4号

○議長（杉本信一君） 日程第13 議案第4号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第4号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、からくり時計1台であります。

取得の方法は、指名競争入札でありまして、取得価格は818万4,000円でありませぬ。

取得の相手方は、遠軽町大通北10丁目2番地23、株式会社キグレ管財、代表取締役朝長賢一であります。

この財産の取得につきましては、8月2日、イト電商事株式会社外8者により、指名競争入札を行い、株式会社キグレ管財が818万4,000円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付しております財産の取得または処分にかかわる入札等状況の一覧表1番に記載をしておりますので、御参照願います。

なお、株式会社キグレ管財とは、同日、仮契約を締結しております。

納期につきましては、11月30日を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第5号

○議長(杉本信一君) 日程第14 議案第5号令和4年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大川水道課長。

○水道課長(大川寿雄君) 議案第5号令和4年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について説明いたします。

令和4年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金4,812万4,241円のうち、2,500万円を減債積立金に積立いたしたく、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長(杉本信一君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号令和4年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

11時5分まで暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時03分 再開

○議長(杉本信一君) 再開いたします。

◎日程第15 議案第6号

○議長(杉本信一君) 日程第15 議案第6号令和5年度遠軽町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 議案第6号令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。

令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,537万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を179億7,955万円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」により説明いたします。

地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の1、歳入から説明いたします。

14款使用料及び手数料につきましては、1項使用料に278万7,000円を追加し、総額を3億9,501万6,000円とするものです。

15款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金に2,938万2,000円を追加、2項国庫補助金に1億797万円を追加し、総額を16億9,078万9,000円とするものです。

16款道支出金につきましては、2項道補助金に106万円を追加し、総額を6億8,243万7,000円とするものです。

18款寄附金につきましては、1項寄附金に88万円を追加し、総額を9,478万2,000円とするものです。

20款繰越金につきましては、1項繰越金に4,569万6,000円を追加し、総額を2億6,893万4,000円とするものです。

21款諸収入につきましては、5項雑入に260万4,000円を追加し、総額を2億7,815万3,000円とするものです。

22款町債につきましては、1項町債に500万円を追加し、総額を29億3,090万円とするものです。

これにより、歳入合計177億8,417万1,000円に1億9,537万9,000円を追加し、総額を179億7,955万円とするものです。

次のページをお開き願います。

2、歳出について説明いたします。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に1億710万3,000円を追加し、総額を40億3,200万5,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に254万8,000円を追加、2項児童福祉費に1,218万2,000円を追加し、総額を36億1,902万7,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に4,781万6,000円を追加し、総額を23億6,158万3,000円とするものです。

7款商工費につきましては、1項商工費に308万円を追加し、総額を5億7,220万9,000円とするものです。

10款教育費につきましては、4項学校給食費に465万円を追加し、総額を15億8,787万9,000円とするものです。

11款災害復旧費につきましては、1項災害復旧費に1,800万円を追加し、総額を3,255万4,000円とするものです。

これにより、歳出合計177億8,417万1,000円に1億9,537万9,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の179億7,955万円とするものです。

次に、第2表債務負担行為補正について説明いたします。

債務負担行為につきましては、新庁舎建設工事について期間令和5年度から令和7年度まで、限度額62億7,500万円を追加するものです。

次のページをお開き願います。

第3表地方債補正について説明いたします。

地方債の追加につきましては、一般単独災害復旧事業450万円を追加するものです。

地方債の変更につきましては、過疎地域持続的発展特別事業の限度額を1億5,090万円に変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。

10ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、一般職人件費79万1,000円につきましては、子ども屋内遊戯施設運営に係る会計年度任用職員を任用するため、職員共済組合負担金30万4,000円、福祉協会負担金3,000円、報酬職社会保険料48万4,000円をそれぞれ追加するものです。

5目財産管理費、新庁舎整備事業400万7,000円につきましては、新庁舎建設に伴う開発行為許可申請手数料や建築確認申請手数料等の手数料308万5,000円を計上、新庁舎下水熱利用可能性調査における冬期調査での結果を受け、夏期調査を中止することとしたため、新庁舎下水熱利用可能性調査業務委託料198万2,000円を減額、新庁舎建設に係る工事発注に伴い実施設計に施工事業者の技術提案を反映させるため、新庁舎建設実施設計技術支援業務委託料290万4,000円を計上するものです。

財産管理一般経費63万7,000円につきましては、丸瀬布大型バス車庫のオーバースライダーシャッターが経年劣化に伴い故障したため、シャッターの修繕に係る経費を追加するものです。

14目諸費、税外収入還付1,106万8,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金ほか、国庫補助金等の令和4年度分精算による返還金を計上するものです。

15目基金運営費、基金運営事業につきましては、まちづくり振興基金積立金6件、88万円を追加するものです。

16目新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策事業8,972万円につきましては、物価高騰に係る経済対策を行うための経費を計上するものです。プレミアム付商品券発行事業補助金4,692万円は、物価高騰等により停滞している町内消費の喚起を図るため、町内で使える生活応援プレミアム付商品券について、販売価格1冊1万円で1万2,000円分、プレミアム20%の商品券を1万9,000冊発行する経費を計上するもので、購入期間は10月16日から11月15日まで、使用期限は12月31日を予定とするものです。

医療機関・福祉サービス事業所等電気料高騰対策支援金、1,780万円は、医療機関福祉サービス事業所など、65事業所に対し電気料の値上げに伴う負担増の経費を軽減し、物価高騰下においても安定した事業運営を維持できるよう、支援金を支給する経費を計上するものです。

中小企業等事業継続支援金、2,500万円は、エネルギー価格高騰等により経済的に大きな影響を受けている事業者の事業継続を支援するため、町内に本社を有する法人企業及び個人企業に対し、支給区分に応じた支援金を支給する経費を計上するものです。

12ページをお開き願います。

3款民生費1項社会福祉費2目障害者福祉費、障害者福祉一般経費、254万8,000円につきましては、西町1丁目の園芸ハウスのビニールが損傷しており、園芸作業に支障を来しているため、ビニールの張り替えに係る修繕料を追加するものです。

14ページをお開き願います。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業152万5,000円につきましては、国の保育対策総合支援事業費補助金を受け、認定こども園における感染症対策支援及び安全対策事業に係る経費を補助するため計上するものです。

5目保育所費、保育所運営事業57万3,000円につきましては、給食食材の高騰による保護者の負担増分を軽減するため、保育所の賄い材料費を追加するものです。

6目子ども施設費、子ども屋内遊戯施設管理運営事業、1,008万4,000円につきましては、12月20日にオープンする子ども屋内遊戯施設、愛称「キッズメトロ」の管理運営及び開館記念式典に必要な経費を計上するものです。

報酬は、会計年度任用職員として、常勤2名、代替職員4名分の報酬319万6,000円、報償費は施設の愛称、命名者に記念品を贈呈するため、表彰等記念品1万円、開館記念式典に寄附者の方を招待するため、開館記念式典報償費10万円、旅費に会計年度任用職員に係る費用弁償16万4,000円、需要費は施設管理及び開館記念式典に係る消耗品70万円、施設のパンフレット、入場券等の印刷製本費33万4,000円、光熱水費234万1,000円、役務費に通信運搬費15万8,000円、手数料3万4,000円、委託料に清掃業務委託料84万2,000円、電気保安管理業務委託料9万2,000

円、警備業務委託料126万5,000円、寄附者名盤政策業務委託料11万円、使用料及び賃借料にテレビ受信料2万9,000円、館内BGM用有線に係るその他使用料2万2,000円、AED設置に係る物品借上料2万9,000円、備品購入費は手提げ金庫、紫外線消毒費、電子決済用端末などの備品購入費55万8,000円、図書購入費10万円を計上するものです。

16ページをお開き願います。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、訪問看護ステーション事業27万7,000円につきましては、訪問看護事業者の新規参入に伴い、交通費の助成対象となる利用者増加が見込まれるため扶助費を追加するものです。

2目母子保険費母子保健推進事業624万2,000円につきましては、伴走型相談支援に係る消耗品費2万円、出産・子育て応援ギフトに係る助成として、10月以降に係る出産応援を60人分、子育て応援を50人分と見込み、5万円分の商品券を配付するもので、商品券の作成、換金等に係る業務委託料として622万2,000円を追加するものです。

3目予備費、新型コロナウイルスワクチン接種事業4,129万7,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチンの秋冬接種等を踏まえ、接種体制を確保するために必要な経費を計上するもので、会計年度任用職員の任用に係る経費として報酬193万5,000円、給料112万7,000円、職員手当等に時間外及び休日勤務手当、期末手当、退職手当を合わせ219万8,000円、共済費に職員共済組合負担金、職員共済組合追加費用負担金、福祉協会負担金、給料職社会保険料を合わせ24万2,000円、報償費に予防接種健康被害調査委員会委員報償費2万8,000円、旅費に会計年度任用職員及び委員への費用弁償8万3,000円、需要費に消耗品費、燃料費、印刷製本費及び光熱水費を合わせ149万2,000円、役務費に通信運搬費及び手数料を合わせ237万8,000円、委託料につきましてはワクチン接種券等作成業務委託料17万6,000円、ワクチン配送業務委託料16万円、超低温冷蔵庫管理業務委託料4万9,000円、ワクチン接種委託料2,916万9,000円、感染症産業廃棄物処理業務委託料1万3,000円、使用料及び賃借料に自動車借上料及び事務機器借上料を合わせ8万1,000円を計上、負担金、補助及び交付金に医療従事者派遣経費や医療機関かかり増し経費として、新型コロナウイルスワクチン接種負担金195万3,000円、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費は、新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害の申請をしていた対象者が国により認定され、医療費等に係る費用を対象者に配付するため、21万3,000円を計上するものです。

18ページをお開き願います。

7款商工費1項商工費3目観光費、観光関係団体助成事業308万円につきましては、昨年末の大雪により倒壊した丸瀬布地域の遠軽町観光協会所有の藤棚修理費用を観光協会に補助するため追加するものです。

20ページをお開き願います。

10款教育費4項学校給食費1目小中学校給食費、学校給食管理事業465万円につきましては、給食食材の高騰による保護者の負担増分を軽減するため、小中学校の賄材料費を追加するものです。

22ページをお開き願います。

11款災害復旧費1項災害復旧費1目災害復旧費、災害復旧事業1,800万円につきましては、本年7月9日に発生した集中豪雨による災害により、町道公園線の道路のり面等を復旧する経費として、公園線災害復旧工事700万円、本年8月4日から6日にかけて発生した集中豪雨による災害により、町道奥白滝駅天狗平線の道路のり面等を復旧する経費として、奥白滝駅天狗平線災害復旧工事1,100万円を計上するものです。

次に、2、歳入について説明いたします。

8ページをお開き願います。

14款使用料及び手数料1項使用料2目民生使用料278万7,000円につきましては、子ども屋内遊戯施設の新設に伴い、子ども施設使用料を計上するものです。

15款国庫支出金1項国庫負担金2目衛生費国庫負担金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金2,916万9,000円、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金21万3,000円を計上するものです。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金9,090万9,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上するものです。

2目民生費国庫補助金102万5,000円につきましては、保育対策総合支援事業費補助金を計上するものです。

3目衛生費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,191万5,000円、妊娠出産子育て支援交付金412万1,000円を計上するものです。

16款道支出金2項道補助金3目衛生費道補助金106万円につきましては、出産・子育て応援事業費補助金を計上するものです。

18款寄附金1項寄附金2目指定寄附金88万円につきましては、まちづくり振興資金として2件、20万円、社会福祉振興資金として3件、38万円、図書購入資金として1件、30万円の指定寄附をいただいたものです。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金4,569万6,000円につきましては、前年度繰越金の追加です。

21款諸収入5項雑入5目過年度収入260万4,000円につきましては、障害児入所給付費等負担金ほか、国及び道負担金の4年度事業に係る精算受け入れによるものです。

22款町債1項町債8目過疎地域持続的発展特別事業債50万円の追加、10目災害復旧債450万円の計上です。なお、工事に関する概要につきましては、別添の補正予算に

関する資料により、担当から説明いたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 堂前危機対策室参事。

○危機対策室参事（堂前政好君） 資料の赤番4、令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）に関する資料を御覧願います。

本資料は、災害復旧事業としまして7月と8月の集中的な大雨による町道の復旧工事を行うものであります。

資料の1ページは、丸瀬布地域の災害復旧事業であります。

図面番号①公園線災害復旧工事は、延長20メートル、のり面復旧、雨水ます撤去設置等を行うものであります。

次に、資料の2ページは、白滝地域の災害復旧事業であります。図面番号①奥白滝駅天狗平線災害復旧工事は、延長15メートル、のり面復旧、U型側溝再設置等を行うものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、10ページ、11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 3款民生費、12ページから15ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 4款衛生費、16ページ、17ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 7款商工費、18ページ、19ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 10款教育費、20ページ、21ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 11款災害復旧費、22ページ、23ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

14款使用料及び手数料、8ページ、9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 15款国庫支出金、8ページ、9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 16款道支出金、8ページ、9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（杉本信一君） 18款寄附金、8ページ、9ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 20款繰入金、8ページ、9ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 21款諸収入、8ページ、9ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 22款町債、8ページ、9ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 次に、第2表債務負担行為補正、3ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 次に、第3表地方債補正、4ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第7号

○議長（杉本信一君） 日程第16 議案第7号令和5年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

岩井保健福祉課長。

○保健福祉課長（岩井誠志君） 議案第7号令和5年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和5年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,058万円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億263万8,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

9款繰越金につきましては、1項繰越金に3,058万円を追加し、総額を3,058万

1,000円とするものです。

これにより、歳入合計21億7,205万8,000円に3,058万円を追加し、総額を22億263万8,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

6款諸支出金につきましては、1項償還金及び還付加算金に3,058万円を追加し、総額を3,119万円とするものです。これにより、歳出合計21億7,205万8,000円に3,058万円を追加し、総額を歳入歳出同額の22億263万8,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金3,058万円の追加につきましては、令和4年度介護給付費の確定に伴う介護給付費負担金等返還金の追加であります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

9款繰越金1項繰越金1目繰越金3,058万円の追加につきましては、介護給付費負担金等返還金充当による前年度繰越金の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

6款諸支出金、8ページ、9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

9款繰越金、6ページ、7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号令和5年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第8号

○議長（杉本信一君） 日程第17 議案第8号令和5年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 議案第8号令和5年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

第2条は、令和5年度遠軽町下水道事業会計予算第5条に定めた、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり加えるものです。

加える債務負担行為は、遠軽下水処理センター汚泥脱水機設備改修工事で、期間は令和5年度から令和6年度まで。限度額は、420万円です。

遠軽下水処理センター汚泥脱水機設備のナンバー1、遠心脱水機制御板内の自動運転を制御する機器のシーケンサー及びタッチパネルの電気制御不具合により、汚水処理に支障を来しているため、当該機器の交換改修を行うものですが、世界的な半導体不足が影響し、製品確保に1年以上の期間を有することから、改修工事を令和5年度から令和6年度までの2か年で実施するものです。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第8号令和5年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 認定第1号から日程第24 認定第7まで

○議長（杉本信一君） 日程第18 認定第1号令和4年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第19 認定第2号令和4年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20 認定第3号令和4年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21 認定第4号令和4年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22 認定第5号令和4年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23 認定第6号令和4年度遠軽町下水道事業会計決算認定について、日程第24 認定第7号令和4年度遠軽町下水道事業会計決算認定

について、以上7件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

奥山会計管理者。

○会計管理者（奥山隆男君） 地方自治法第233条第3項の規定によります令和4年度遠軽町各会計の決算認定につきまして、認定第1号令和4年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第5号令和4年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5会計の決算概要について説明いたします。

説明資料につきましては、お手元の赤番5、6及び8から10までの5冊でございます。

赤番5は、一般会計及び特別会計におけます歳入歳出決算書並びに地方自治法施行令の規定に基づきます歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書。赤番6は、歳入歳出決算概要説明書。赤番8は、地方自治法の規定に基づきます歳入歳出決算に係る主要な施策の成果説明書となっております。

次に、地方自治法の規定に基づく監査委員の意見書として、赤番9は歳入歳出決算審査意見書。赤番10は基金運用状況審査意見書であります。

それでは、認定第1号令和4年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

赤番5、歳入歳出決算書を御覧願います。

決算書の1ページから4ページまでは、歳入に係る款及び項における決算額になります。

4ページをお開き願います。

4ページ左列、収入済額の歳入合計、183億3,776万1,148円。

右列、不納欠損額合計、5,079万5,313円。

収入未済額合計、1億9,666万7,763円。

なお、一般会計及び各特別会計における収入未済額及び不納欠損額の内訳につきましては、赤番6、歳入歳出決算概要説明書の19ページから28ページ、4、町税等収入未済額比較表及び5、収入未済額調書、6、不納欠損額調書に記載してございますので、後ほど御覧願います。

決算書に戻りまして、5ページから8ページは、歳出に係る款及び項における決算額となります。

8ページをお開き願います。

8ページ左列、支出済額の歳出合計は171億4,126万5,090円。

翌年度繰越額合計、3億1,170万円。

不用額合計、9億461万4,910円。

7ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額11億9,649万6,058円、このうち5億9,400万円は、地方自治法の規定によりまして財政調整基金に繰り入れをしたもの

であります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書につきまして、詳細説明は省略させていただきますが、9ページから210ページまで、歳入歳出それぞれ各節まで記載をしておりますので、後ほどお目通しのほどをお願いいたします。

続きまして、実質収支に関する調書について、211ページをお開き願います。

211ページ表中、実質収支額は11億8,627万6,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は5億9,400万円であります。

続きまして、認定第2号令和4年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

決算書の212ページをお開き願います。

212ページ、213ページは歳入に係る決算額で、213ページ、収入済額の歳入合計は19億8,189万585円。

不納欠損額合計、974万6,869円。

収入未済額合計、5,376万9,195円。

214ページをお開き願います。

214ページ、215ページは歳出に係る決算額となり、215ページ、支出済額の歳出合計は19億7,185万8,503円。

翌年度繰越額合計は、ゼロ円。

不用額合計、1億4,247万9,497円。

214ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額、1,003万2,082円であります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書、216ページから239ページまでにつきまして詳細説明は省略させていただきます。

次に、実質収支に関する調書につきまして、240ページをお開き願います。

240ページ表中、実質収支額は1,003万2,000円であります。

次に、認定第3号令和4年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

241ページをお開き願います。

241ページ、242ページは歳入に係る決算額で、242ページ、収入済額、歳入合計3億6,407万1,449円。

不納欠損額合計、14万3,400円。

収入未済額合計、209万7,325円。

243ページをお開き願います。

243ページ、244ページは歳出に係る決算額で、244ページ、支出済額、歳出合計3億6,161万1,382円。

翌年度繰越額合計、ゼロ円。

不用額合計、61万4,618円。

243ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額、246万67円であります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書、245ページから254ページまでにつきまして、詳細説明は省略させていただきます。

次に、実質収支に関する調書につきまして、255ページをお開き願います。

255ページ表中、実質収支額は246万円であります。

次に、認定第4号令和4年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

決算書の256ページをお開き願います。

256ページ、257ページは歳入に係る決算額で、257ページ、収入済額、歳入合計20億9,799万7,687円。

不納欠損額合計、39万1,600円。

収入未済額合計、338万5,814円。

258ページをお開き願います。

258ページ、259ページは歳出に係る決算額でございます。259ページ、支出済額、歳出合計19億8,224万8,132円。

翌年度繰越額合計、ゼロ円。

不用額合計、2億6,268万3,868円。

258ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額、1億1,574万9,555円です。

次に、歳入歳出決算事項別明細書、260ページから283ページまでにつきまして、詳細説明は省略させていただきます。

次に、実質収支に関する調書につきまして、284ページをお開き願います。

284ページ表中、実質収支額は1億1,574万9,000円です。

次に、認定第5号令和4年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

決算書の285ページをお開き願います。

285ページ、286ページは歳入に係る決算額で、286ページ、収入済額の歳入合計5,309万1,483円。

不納欠損額及び収入未済額の合計は、ともにゼロ円。

次に、287ページをお開き願います。

287ページ、288ページは歳出に係る決算額です。288ページ、支出済額の歳出合計5,304万7,890円。

翌年度繰越額の合計、ゼロ円。

不用額の合計、215万5,110円。

287ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額は4万3,593円。

次に、歳入歳出決算事項別明細書、289ページから296ページまでにつきまして、

詳細説明は省略させていただきます。

次に、実質収支に関する調書につきまして、297ページをお開き願います。

297ページ表中、実質収支額は4万3,000円であります。

次に、298ページから306ページは、令和4年度財産に関する調書で、公有財産、物品、債権及び基金について記載をしております。詳細につきましては省略させていただきます。

次に、別冊赤番6、令和4年度遠軽町一般会計、特別会計歳入歳出決算概要説明書を御覧願います。

1ページをお開き願います。

1ページは、会計別決算額総括表でございます。

2ページから10ページは、各会計別の歳入・歳出款別決算額比較表で、各款における決算額について、前年度と比較をしたものです。

11ページから18ページまでは、各款の中で節の占める金額及び比率で、各会計ごとに歳出の款ごとの節別内訳でございます。

次に19ページは、町税等収入未済額比較表で、税目ごとに現年度及び滞納繰越に係る未済額について、前年度と比較したものです。

20ページから23ページは収入未済額調書で、町税以外の収入未済額の内訳でございます。

24ページから28ページは不納欠損額調書で、令和4年度における不納欠損額の年度別内訳でございます。

29ページから30ページは給与費決算調書で、各項における給与費の内訳でございます。

31ページ、32ページは公債費に関する調書で、各会計の起債の状況について目的別及び借入先別に分類をしたものです。

33ページ、34ページは基金に関する調書で、財政調整基金から介護給付準備基金までの12基金の合計でございます。

34ページ、決算年度末現在高（J）の合計は、84億8,532万5,831円、また、本年5月末現在高（Q）の合計は、100億4,026万5,035円となっております。

次に、令和4年度定額運用基金運用状況につきまして、35ページは土地開発基金運用状況、36ページは奨学資金貸付基金運用状況、37ページは旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付基金運用状況の内訳となっております。

次に、目的税の用途につきまして、38ページは入湯税及び都市計画税、39ページから40ページは、引上げ分に係る地方消費税の内訳となっております。お目通しをお願いいたします。

その他、お手元の資料でございますが、赤番8、各会計の事務事業における主要な施策

の成果説明書、赤番9、各会計の決算審査における監査委員の意見書、赤番10、基金運用状況審査における監査委員の意見書、こちらにつきましては、詳細説明を省略させていただきますので、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上で、令和4年度遠軽町一般会計及び各特別会計の決算認定につきまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（杉本信一君） 大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 地方公営企業法第30条第4項の規定による令和4年度遠軽町企業会計の決算認定につきまして、認定第6号令和4年度遠軽町水道事業会計決算認定について及び認定第7号令和4年度遠軽町下水道事業会計決算認定についてを御説明いたします。

説明資料につきましては、お手元の赤番7、令和4年度遠軽町企業会計決算書及び赤番12、地方公営企業法に基づく監査委員の意見書としての令和4年度遠軽町企業会計決算審査意見書であります。

初めに、認定第6号令和4年度遠軽町水道事業会計決算認定について御説明いたします。

赤番7の令和4年度遠軽町企業会計決算書の1ページを御覧願います。

1ページから4ページまでは、令和4年度遠軽町水道事業決算報告書で、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出のそれぞれの予算額、決算額等を記載しております。

1ページから2ページまでの上段は収益的収入及び支出の収入で、第1款水道事業収益は、第1項営業収益と第2項営業外収益を合わせて、決算額6億313万4,164円です。下段は支出で、第1款水道事業費用は、第1項営業費用から第3項予備費まで合わせて、決算額5億9,001万8,206円です。

3ページから4ページまでの上段は、資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入は、第1項企業債から第4項分担金までを合わせて、決算額1億5,333万5,638円です。下段は支出で、第1款資本的支出は、第1項建設改良費と第2項企業債償還金を合わせて、決算額4億707万7,250円です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億5,374万1,612円は、過年分損益勘定留保資金2億3,646万4,601円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,447万7,011円で補填したところです。

なお、不足する額、未払い相当分280万円につきましては、令和4年度同意済企業債の未発行分280万円をもって翌年度に措置するものです。

次に、財務諸表ですが、5ページの損益計算書で、当年度純損失として598万9,407円となっております。

6ページから7ページまでは、剰余金計算書及び剰余金処分計算書です。

8ページから12ページまでは、令和5年3月31日現在の貸借対照表です。

13ページからは決算附属書類として、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益

費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を掲載しております。個々の説明は省略させていただきますので、お目通しのほどお願いいたします。

続きまして、認定第7号令和4年度遠軽町下水道事業会計決算認定について御説明いたします。

決算書の38ページをお開き願います。

38ページから41ページまでは、令和4年度遠軽町下水道事業決算報告書で、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出のそれぞれの予算額、決算額等を記載しております。

38ページから39ページまでの上段は、収益的収入及び支出の収入で、第1款下水道事業収益は、第1項営業収益と第2項営業外収益を合わせて、決算額9億7,001万7,245円です。下段は支出で、第1款下水道事業費用は、第1項営業費用から第3項予備費までを合わせて、決算額9億3,676万4,323円です。

40ページから41ページまでの上段は、資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入は、第1項企業債から第4項分担金及び負担金までを合わせて、決算額3億2,841万1,940円です。下段は支出で、第1款資本的支出は、第1項建設改良費と第2項企業債償還金を合わせ、決算額7億1,624万1,362円です。

なお、建設改良費2億400万円を地方公営企業法第26条の規定により、翌年度に繰り越しております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億8,782万9,422円は、当年度分損益勘定留保資金2億7,115万1,548円、繰越利益剰余金処分量2,017万2,033円、減債積立金9,169万8,069円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額368万2,251円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額112万5,521円で補填したところです。

次に、財務諸表ですが、42ページの損益計算書で、当年度純利益が2,701万8,636円となっております。

43ページから44ページまでは、剰余金計算書及び剰余金処分計算書です。

45ページから49ページまでは、令和5年3月31日現在の貸借対照表です。

50ページからは、決算附属書類として事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を掲載しております。個々の説明は省略させていただきますので、お目通しのほどお願いいたします。

そのほか、お手元の資料、赤番12の遠軽町企業会計決算審査意見書につきましては、詳細説明を省略させていただきますので、お目通しのほどお願いいたします。

以上で、認定第6号令和4年度遠軽町水道事業会計決算認定について及び認定第7号令和4年度遠軽町下水道事業会計決算認定についての説明を終わります。

◎決算審査特別委員会設置の議決

○議長（杉本信一君） お諮りします。

一括上程しました令和4年度決算認定7件につきましては、議長並びに議会選出監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託し、会期中の審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、令和4年度決算認定7件につきましては、議長並びに議会選出監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託をし、会期中の審査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午前11時59分 休憩

午後1時43分 再開

○議長(杉本信一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、決算審査特別委員会が開催され、委員長に5番渡部議員、副委員長に山本議員が選出されましたので、御報告いたします。

◎散会宣告

○議長(杉本信一君) 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

午後1時43分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杉本 信一

署 名 議 員 佐藤 亨

署 名 議 員 前島 英樹